

令和6年 第4回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和6年4月25日(木) 午後1時27分～午後2時50分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番 宇佐美幸雄	2番 山田 茂	3番 竹内 佳重
	4番 須藤 克美	5番 宮口 太郎	6番 井上 豊
	7番 芝崎 篤子	8番 眞砂 幸光	9番 神宮 俊夫
	10番 戸塚 勉	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 田中 正明	14番 中山 範雄	15番 金井 亮
	16番 伏田 再子	17番 丸山 征二	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 恭義	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	眞下 貴光	農地係	中嶋 圭
農業振興係	大河原健斗		

会議の概要

議長 ただいまから令和6年第4回農業委員会総会を開会します。

出席委員は、久しぶりに17名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

- 議 長 異議なしと認め、3番竹内佳重委員・15番金井亮委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。
次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。
- 事務局 令和6年3月25日開催の第3回の総会におきまして許可相当の議決案件、農地法4条関係3件、5条関係12件につきましては、令和6年4月16日付で許可書を発行、交付いたしました。
なお、今月につきましては、A4一枚紙の報告案件はございません。
報告は以上となります。
- 議 長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。
本案について事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第1号、農地法3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。
令和6年4月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。
議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページから2ページ記載の8件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。
以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いします。
- 議 長 説明が終わりました。
本案について意見のある方はお願いします。
6番。
- 6番委員 6番です。議案第1号の3条関係の1番と7番です。1番の現状を見まするに、非常に管理されており、特段問題はないと思います。
それから、7番のほうですけれども、これは贈与ということで、荒れているところでございますけれども、所有の農機の状況からみても問題がないかと思えますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
- 議 長 ほかに。
2番。
- 2番委員 2番です。議案第1号、農地法第3条の3番、4番、8番です。まず、3番です。キリを植えるということで問題ないかと思えます。
4番は、近所の方がまた田んぼを買うということで、問題ないと思います。
8番です。8番は、受け人の仕事場が近くにあり、これ親戚の人が買う形なの

で、問題ないかと思えます。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

9 番。

9 番委員 9 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条、5 番、譲受人は農地を所有しておらず、唯一の農地の取得となりますが、以前梅林であったが、譲受人がそれを抜根し、畑地化して現在農業を、野菜を作っております。農業を継続されておりますので、特に問題ないと思われます。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

1 番。

1 番委員 1 番です。農地法第 3 条の申請で 6 番になります。譲受人は今まで農地を持っておりませんでした。ただ、耕作は借りてしておりましたので、特に問題はないと思えますが、3 条の調査書のほうにございまして、自宅の真ん前の土地を今度買うということなので問題ないと思えますので、よろしく願いをいたします。

議 長 ほかにありますか。

1 5 番。

1 5 番委員 1 5 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条のうちの 2 番です。2 番は、〇〇のところと〇〇で大きく 2 つ分かれているのですが、〇〇のほうはちょっと傾斜地の畑で、道路際なのですが、道路に沿って大分篠が繁茂してしまして、これを伐採すれば特に問題ない場所かと思えます。

それと、〇〇は、これも道路沿いで全く後ろは、すぐ後背の場所は既に太陽光発電の実際もう稼働している場所で、特に周りの耕作地には支障ないところで問題ないかと思えます。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 1 号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は、連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番と2番の2件、2班に3番と4番の2件、3班に5番から8番の4件、以上合計8件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明願います。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和6年4月25日提出、安中市農業委員長丸山征二。

なお、4月19日に実施された申請面積1,000平米以上の案件に係る4条、5条申請、現地調査案件4件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書3ページ記載の3件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方は願います。

12番。

12番委員 12番です。議案第2号、農地法第4条関係の1番です。本件は、今年1月の総会で本人が役員を務める会社が使用する資材置場用地として5条申請がありましたが、その後資材置場の計画がなくなりましたので、申請を取り下げられまして、改めまして山林として転用したく申請があったものです。現地調査におきまして、建物がもう除去されて更地になっておりましたので、それを確認してまいりましたので、審査の参考にさせていただきたく、よろしく願いをいたします。

以上です。

議長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第2号、農地法第4条の2番と3番です。2番につきましては、〇〇の土地改良区の農道脇なのですけれども、山際の細長い土地で耕作するような土地ではありません。農用地域内にありますけれども、不許可の例外を取ってあるらしいので、ここについては特に問題ないと思われま

す。3番につきましては、相続した土地で住宅の敷地として利用されていたということですが、狭い土地で建坪の周りが転用していなかったということで、始末書が添えてあるということで特に問題ないと思われま

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 それでは、打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号について、審査班に審査を付託したいと思

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番の1件、2班に2番の1件、3班に3番の1件、以上合計3件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和6年4月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。

令和6年4月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書4ページから5ページ記載の13件及び議案書6ページ記載の計画変更2件の計15件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えま

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

2番。

2番委員 2番です。議案第3号、農地法第5条の2番、8番、9番の3件です。2番は、以前許可を受けている畑で、計画変更が出ているもので、問題ないかと思われます。

8番です。〇〇の北の緑地帯ということで、北は傾斜のきつい高い傾斜なので、問題ないかと思われます。

9番は、3種農地で周りは住宅が建っていて、そばに〇〇が建つ予定なので、これも問題ないかと思われます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第3号、農地法第5条の3番、4番、5番です。3番につきましては、〇〇北側、の土地で、非常に馬入れが狭いような土地でありまして、本人も高齢により農業をやめるような話をしておりました。特に周辺の農地に影響を及ぼすおそれはありませんので、問題ないと思われます。

4番につきましては、その農地に入る土地が狭いので、その取付道ですか、一時転用ということでございます。この土地、非常に2mちょっとぐらいの幅しかない細長い土地で、一時転用するのに特に問題ないと思います。

5番につきましては、以前この土地の南側に転用が出て、現在ソーラーパネルが置いてあります。北側も既にもうソーラーパネルがありまして、この土地につきましても長年耕作されない土地で、特段問題ないと思われます。よろしくお願いします。

議長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 議案第3号、農地法第5条の10番です。〇〇の〇〇ということなのですが、この土地は〇〇の後ろに〇〇が流れています。そのすぐ上の土地です。住居は何軒かあるのですが、この申請地の手前が既に太陽光発電用地となっておりますし、この場所は耕作放棄状態になっているような土地です。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ほかにありますか。

1番。

1 番委員 1 番です。農地法第 5 条の申請で 1 1 番になります。現状は 2 種農地で、畑ということになっております。ここはもうしばらくたつのですが、前住居というか、家が建ってしまっていて、転用せずにそのままいたみたいなので、畑ということになっております。土地が売れたみたいで、宅地ということで申請が出ております。特に問題はないと思いますので、よろしく願いをいたします。

議 長 ほかにありますか。

1 2 番。

1 2 番委員 1 2 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条関係の 7 番で、本件は一時転用期間延長の申請でございます。〇〇の〇〇の補強工事に伴う臨時の事務所及び資材置場並びに駐車場として、令和 3 年 2 月から許可を受けていた転用期間を令和 7 年 1 2 月 3 1 日まで延長したいというものです。ちなみに〇〇は、〇〇のすぐ手前の〇〇になります。

また、現在進行中の一時転用の期限は令和 6 年 6 月となっております。安全性確保の延長ですので、よろしく願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

1 7 番委員 なければ 1 7 番から。

議案第 3 号の 1 番、6 番、1 2 番、1 3 番になります。まず、1 番から言います。1 番は、周辺は全て宅地でありまして、周辺農地への影響はございません。

また、3 種農地でもあります。

6 番、こちらも 3 種農地です。こちら、場所は〇〇のちょうど裏側になるのですけれども、周辺は全て宅地になっております。

続きまして、1 2 番、こちらもやはり 3 種農地です。こちらの場所は、〇〇のグラウンドと〇〇に挟まれた場所で、ほぼ周りは宅地とそのグラウンドと〇〇で、周辺に農地はありません。

続きまして、1 3 番です。こちらも 3 種農地です。こちらは、〇〇の目の前で、以前登記をしたのですけれども、そのときにこの〇〇平米と〇〇平米の筆が分かっていたらしくて、登記されていなかったもので、その是正ということですので、お含みおきください。

以上です。

議 長 ほかに。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から4番及び10番の5件、併せて計画変更1番の計6件、2班に5番から9番の5件、併せて計画変更2番の計6件、3班に11番から13番の3件、以上合計15件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 2:02)

(書類審査)

(再開午後 2:25)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法第3条関係の2番の案件申請者から説明を求めたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第1号2番の案件申請者から説明を求めます。

(議案第1号2番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

2番申請者 皆さん、こんにちは。〇〇代表の〇〇と申します。

2番申請者 〇〇と申します。

2番申請者 よろしくお願ひします。今回で総会に参加するのは2回目になります。去年は1回参加して、安中市の〇〇のところ、ブルーベリー栽培という形で、5月の総会に参加しました。今年の3月くらい、ブルーベリーは予定、計画どおりに植え付けは完了してはいて、ちょっと今回申請を提出したのは、農地法第3条、農地の売買ということで、ちょっと弊社は地主さんから土地を借りてはいて、ただ地主さんは現在高齢の方で、我々としては長期的に農業をやっていくには、やっぱり土地の相続問題が出てくると、ちょっと今後長期的に農業ができるかどうかという心配をしてはいて、地主さん自らも土地を売買という希望がありはいて、我々としても売買したいという申請を提出しました。

また、今回も〇〇のところに2区画土地があって、売買という形で、もし売買、移転完了しましたら、ちょっと今年の6月頃、ソーラーシェアリングという形で一時転用、5条の申請は提出する予定です。

以上です。

議長 申請者の説明が終わりました。
質問のある方はお願いします。

15番。

15番委員 本日はどうもご苦労さまです。15番です。申請書類一式見させていただきました。それで写真添付がありましたが、撮影の年月日がちょっと分からなかったもので、いつのかわちょっとはっきりしないのですけれども、サカキが植わっている写真が随分。

2番申請者 ブルーベリーです。

15番委員 ブルーベリーですか。ブルーベリーがありましたけれども、それであと〇〇さん、耕作証明書を見せていただきましたら、随分各地でやっておられるということで、特に〇〇では〇〇、〇〇、〇〇では〇〇、あと〇〇でもう一つ、〇〇、随分いろんなところでやられているということで、それとあと収入実績ですか、これが3年前で50万、2年前で90万、昨年で214万ということで、順調に伸びてきているということで、今回うちの市でやられればもうちょっと伸びていくのを期待しているのですが、実際のところサカキが約1万5,000平米ですか、ブルーベリーは1万3,000、おのおののところで地区別に耕作者に委託しているような形なのでしょうか。

2番申請者 地域の地元の住民と提携して、我々のほうは全体的な管理をやっています。そういう形です。

15番委員 管理をやっていると。

2番申請者 そうですね。はい。

15番委員 それで、素人考えなのですが、ブルーベリーというのは、私も10本ばかり、別に出荷はしていないのですけれども、作っているのですが、意外と手間がかかりますよね。

2番申請者 そうです。そのとおりです。

15番委員 1本の木でも一遍に取ればいいのですが、順次ぼつぼつと取っていくしかないということで、人件費が意外とかかるのかなと思って。ですから、ブルーベリー1万3,000平米やっておられるということなのですが、どうなのでし

ようか。収入の面で、今後伸びが期待できるかどうかというのと、あとサカキを出荷されて市場の価格がどうなのかというのがちょっと心配なのですけれども、それで実は安中市内いろんなものを作っているのですよね。フキとか、カボチャとか。どうも思わしくない案件が多いものですから、格好だけ耕作しているだけだと、ちょっとうまくないなと思っているのですけれども、このところをちょっと聞かせてもらいたいのですけれども、本当の本音ですね。

2番申請者 今後どういうふうにやっていくか、会社として農業法人として今後生きられるかとか、そういう問題ですね。

今ちょっと簡単な計算してまして、今のところはほぼ会社、農業法人のほうの売上げとしては土地の管理費として耕作管理とか、今やっていますけれども、今回は安中市〇〇のところはブルーベリーを植えていて、今のところは1,300本くらい栽培しています。今後もう少し増やしていこうと思っています。ちょっと私調べたのは、全てウェブ上のものなので、100パー信頼できるわけではないのですけれども、ただブルーベリー苗1本で収穫できるのは8キロぐらい、実は8キロぐらい収穫できまして、1,300本ブルーベリー苗を植えたら大体10トンぐらい収穫できます。その東京の卸相場で、ちょっと時期によってその売値はばらばらなのですけれども、大体安いときは1キロ1,300円で、高いときは3,900円くらい、平均を取って2,000円としましたら、データ上では年間2,000万の売上げは出るはずですよ。その人件費とか、あと運送費用とか、それを除いたら30パーか40パーくらい利益が残るかなと、そういうふうを考えています。

2番申請者 年間2,000万円でしたら人件費は最大で1,200万円くらいで考えて、そのほかは営業費用で、残りは。

2番申請者 やっぱり3、40パー。

2番申請者 そうです。そのような計算をしています。

15番委員 分かりました。期待しています。

2番申請者 ありがとうございます。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ17番。

どうもご苦労さまです。安中市農業委員会としても、この〇〇さんが安中市内の農地を非常に有効活用していただいているということで感謝しています。

今までは土地をリースしていたのですけれども、今回から取得という形式を取

られたので、先ほど〇〇さんの説明で、相続の心配があるから取得にするという説明があったのですけれども、今後もこういう形で3条で取得して業務拡張していくということでよろしいのでしょうか。

2番申請者 そのとおりです。

17番委員 ああ、そうですか。そうすると、資金が今までよりさらに必要になってきますよね。その辺の手当たりは大丈夫ですか。資金、お金。

2番申請者 お金、すみません。うちは太陽光も一部やっておりますので。

17番委員 太陽光の収入があるから、そういう心配はないのでしょうかけれども、では大丈夫ですね。

2番申請者 大丈夫です。

17番委員 はい、分かりました。では、いいものを作って、どんどん拡張してください。お願いします。

2番申請者 ありがとうございます。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

どうもお疲れさまでした。ご苦労さまでした。

2番申請者 ありがとうございます。

(議案第1号2番案件申請者退出)

議長 それでは、ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩といたします。

(休憩午後 2:34)

(意見取りまとめ)

(再開午後 2:34)

議長 それでは、再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、1番から2番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 2班。

2班班長 3番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、3番と4番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条2項各号に該当しないため、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 5番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、5番から8番の4件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 3番です。2班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、2番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 5番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、3番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番から4番と10番の合計5件です。そして、計画変更の1番もあります。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 3番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、5番から9番の5件及び計画変更2番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 5番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、11番から13番の3件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を

全て満たしていますので、許可相当であります。

以上。

議長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案のうち、1、利用権設定関係の番号1番は、3番委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項、「議事参与の制限規定」に該当するため、番号1番を案件1、番号2番から26番及び2の利用権設定関係を案件2として、2回に分けて審議します。

初めに、案件1を議題とします。本件は、3番委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与できませんので、これを審議の間、3番委員の退室を求めます。

(3番委員退室)

議長 それでは、案件1について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法附則第5条（令和4年5月27日法律第56号）の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和6年4月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、1、利用権設定関係の番号1番の記載の1件です。改定前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

案件1について質問がありましたらお願いします。

委員

なし。

議長

なければ打ち切ります。

お諮りします。案件1、農用地利用集積計画の承認についての1、利用権設定関係1番について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員

挙手全員。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第4号のうち、農用地利用集積計画の承認についての1、利用権設定関係の1番は、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。

ここで3番委員の入室を許可します。

(3番委員入室)

議長

それでは、次に案件2について事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号、農業経営基盤強化促進法附則第5条（令和4年5月27日法律第56号）の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和6年4月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、議案書7ページにあります1、利用権設定関係の議案書番号2番から26番、議案書8ページにあります2、利用権設定関係（一括方式）の議案書番号1番から5番記載の30件です。改定前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

案件2について質問等ありましたらお願いします。

委員

なし。

議長

なければ打ち切ります。

お諮りします。案件2、農用地利用集積計画の承認についての1、利用権設定関係の2番から26番、2、利用権設定関係（一括方式）について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員

挙手全員。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第4号のうち、農用地利用集積計画の承認についての1、利用権設定関係の2番から26番と2、利用権設定関係（一括方式）は、原案のとおり

り承認し、市長へ送付することに決定しました。

以上をもちまして議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和6年第4回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきましてありがとうございました。

時に午後 2時50分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和6年4月25日

安中市農業委員会会長

3番委員

15番委員